

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の41第1項及び南伊勢町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第3項の規定による個別外部監査である。

2 長からの個別外部監査の要求事項

平成29年4月頃から平成31年3月末までの間、南伊勢町水道事業において、また令和元年5月から令和4年6月頃までの間、南伊勢町病院事業において発生した公金横領事案に関し、以下の4件についての監査及び監査の結果に関する報告を求めるものである。なお、(2)(3)(4)については、これらに対する意見を求めるものである。

- (1) 事案の内容と発生原因及び損害の概要を明らかにすること
- (2) 職員に対する賠償を求めることの可否
- (3) 損害賠償の対象者、賠償金額
- (4) 病院事業、水道事業以外の部門の再度の監査の必要性

3 外部監査の方法

水道事業及び病院事業について、預貯金通帳、会計帳簿、伝票類等の関係資料の閲覧及び分析、当時の担当職員及び現在の担当職員に対する質問・ヒアリング、現場の視察を行った。公金横領事案の対象者である廣出翔元職員（以下「本件職員」という。）からのヒアリングは、犯罪捜査中であることに鑑み、実施しないこととした。

4 外部監査を実施した期間

令和4年8月1日から令和4年10月13日

5 個別外部監査人及び補助者の資格・氏名

- (1) 個別外部監査人
弁護士 大塚耕二
- (2) 個別外部監査人補助者
公認会計士・税理士 安井広伸

6 利害関係

個別外部監査の対象とした事件につき、南伊勢町と個別外部監査人及び個別外部監査人補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

7 本書の構成

上記 2 の(1)事案の内容と発生原因及び損害の概要に関しては、後記第 3 に監査の結果として記載し、上記 2 の(2)(3)(4)は意見を求められるものであるから、後記第 4 に意見の報告として述べる。

第 2 監査対象の概要

1 本件職員の職務履歴

(1) 本件職員は、平成 16 年 4 月 1 日に南勢町役場に入職し、同日、事務吏員として教育委員会事務局に出向し生涯学習課勤務となり（平成 17 年 10 月 1 日からは南伊勢町）、平成 18 年 4 月 1 日から地域サービスセンター生活環境室勤務、平成 19 年 4 月 1 日から下水道課勤務、平成 20 年 4 月 1 日から上下水道課勤務、平成 31 年 4 月 1 日から町立南伊勢病院へ出向し事務部勤務となり、令和 4 年 6 月 28 日懲戒免職となった。

(2) 上下水道課では、生活排水係に配属され、浄化槽工事、下水道施設維持管理を担当し、その後、水道係に配属され、企業会計経理、水道施設維持管理、水道管破裂事故対応、新規申込手続・決算統計作成・水道統計作成等の事務を担当した。

(3) 町立南伊勢病院では、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 28 日まで間、事務部総務係に配属され、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までは給与関係、病院施設基準関係、庶務関係、契約関係を担当し、令和元年 5 月 1 日以降令和 4 年 6 月 28 日までの間、経理関係、予算決算関係等を担当した。

2 水道事業の概要

(1) 事務分掌・組織

町は、浄水供給のため、南伊勢町水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 160 号）を設けて水道事業を設置している。

水道事業は、地方公営企業であり、地方公営企業法の適用を受ける（地方公営企業法第 2 条第 1 項 1 号）。

水道事業の組織は、南伊勢町水道事業の設置等に関する条例第 3 条により管理者は設置されておらず（地方公営企業法第 7 条ただし書、地方公営企業法施行令第 8 条の 2）、水道事業の管理者の権限を行う町長の権限に属する事務を処理させるため、上下水道課を置いている（地方公営企業法第 14 条）。

上下水道課は、水道事業を行う水道係と下水道事業を行う生活排水係に分かれている。水道係の職員は企業職員（地方公営企業法第 15 条）となる。なお、生活排水係は地方公営企業ではなく、職員も一般職員である。

上下水道課の事務分掌は南伊勢町水道事業庶務規程に規定されており、公営企業会計業務に関すること（同規程第 2 条 7 号）が含まれている。

(2) 会計

ア 水道事業（水道係）の会計は、特別会計を設けて、企業会計方式により行われる（地方公営企業法第 17 条）。

会計には、地方公営企業法、同法施行令及び施行規則が適用されるほか、地方公営企業法第 10 条に基づき制定される南伊勢町水道事業会計規程が適用される。

イ 水道事業には、企業出納員及び現金取扱員（地方公営企業法第 28 条）を置くこととされており、企業出納員は、上下水道課長とされている。現金取扱員 1 人が 1 日に取り扱うことのできる現金の限度額は、水道料金につき 30 万円、これ以外の収納金につき 50 万円と定められている（南伊勢町水道事業会計規程第 2 条）。

(3) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、上下水道課課長等の職務にあった者

ア 上下水道課課長

■■■■■（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

イ 上下水道課水道係係長

上下水道課の水道係長であった職員は 2 名おり、在任期間はそれぞれ平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日、平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日であった。

3 病院事業（町立南伊勢病院）の概要

(1) 事務分掌・組織

ア 町は、南伊勢町病院事業の設置等に関する条例（令和元年 10 月 1 日条例第 24 号）に基づき、病院事業を行うため、町立南伊勢病院（三重県度会郡南伊勢町船越 2545 番地）及び 3 つの診療所を置いている。町立南伊勢病院は、三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 2969 番地に位置していたが（改正前の平成 17 年 10 月 1 日条例第 164 号）、令和元年 11 月 8 日に現在の位置に移転した。

病院事業は、地方公営企業であり、地方公営企業法の適用を受ける（地方公営企業法第 2 条第 2 項）。

イ 町立南伊勢病院には組織として、診療部、看護部及び事務部が置かれ（南伊勢町病院事業の設置等に関する条例第 4 条、南伊勢町病院管理規則第 2 条）、職員として、院長、副院長、看護部長及び事務長が置かれている（南伊勢町病院管理規則第 3 条）。

院長の職務は、町長の命を受けて病院を管理運営し、院務を統括することである（南伊勢町病院管理規則第 4 条第 1 号）。

事務長の職務は、院長を補佐するとともに、職員を指揮監督し、病院の運営上必要な事務を処理することである（南伊勢町病院管理規則第 4 条第 8 号）。

事務部内には、総務係、医事係、地域連携室があり、それぞれ標準的な職務名として係長、主任、主査、係の職員を、地域連携室にはこれに加え相談員の職員を置くことができる。

ウ 総務係の事務分掌には、予算及び決算に関すること（南伊勢町病院管理規則第 5 条総務係第 6 号）、現金及び有価証券の出納及び保管に関すること（同第 9 号）、収入及び支出に関する書類の審査並びに整理及び保管に関すること（同第 10 号）、金融機関に関すること（同第 11 号）、業務状況及び経理状況の報告に関すること（同第 12 号）が

含まれている。

医事系の事務分掌には、外来及び入退院の診療報酬等の調定及び請求に関すること（南伊勢町病院管理規則第5条医事係2号）、診療報酬等の収納に関すること（同第4号）が含まれる。

(2) 会計

ア 病院事業の会計は、特別会計を設けて企業会計方式により行われる（地方公営企業法第17条）。

会計には、地方公営企業法第2条第2項に基づき、同法のうち財務・会計に関する諸規定（同法第3条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定）、同法施行令及び同法施行規則が適用されるほか、南伊勢町病院事業会計規則が適用される。

イ 会計に関する事項のうち、収入の調定及び納入義務者への納入通知並びに納入督促（南伊勢町病院事業会計規則第2条第1号）、支出命令（同第2号）、物品の出納（同第3号）の事務が、町長から病院長に委任されている（南伊勢町病院事業会計規則）。

ウ 病院事業では、企業出納員及び現金取扱員（地方公営企業法第28条）を置くこととされており、企業出納員は、病院事務長とされている（南伊勢町病院事業会計規則第3条）。

ただし、現金取扱員について、南伊勢町病院事業会計規則には、現金の出納に関する限度額の規定（地方公営企業法第28条第4項）が定められていない。

(3) 平成31年4月1日から令和4年6月28日までの間、事務長等の職にあった者

ア 事務長

■■■■■（平成31年4月1日～令和3年3月31日（ただし、令和2年4月1日～令和2年9月30日を除く。））

■■■■■（令和2年4月1日～令和2年9月30日）

■■■■■（令和3年4月1日～令和4年6月28日）

イ 総務係長

町立南伊勢病院の総務係長は3名おり、在任期間はそれぞれ平成

31年4月1日～令和3年3月31日（ただし、令和2年1月20日～同年5月7日まで及び同年6月22日～同年7月7日までの間は、休職・休暇の取得期間であった。）、令和3年4月1日～令和4年3月31日、令和4年4月1日～令和4年6月28日であった。

第3 監査の結果

I 水道事業に関する事案の内容と発生原因及び損害の概要

I-1 概要

本件職員は、①水道事業の預金口座から無断での出金行為を行い、②平成30年2月28日から平成31年3月29日までの間、架空の支払伝票を作成して、水道事業の預金口座から正規の支払伝票に基づく支払をしたかのように装い、架空の支払伝票記載金額相当額の現金を着服する方法で、公金横領を行った。

I-2 水道事業の出納・会計

本事案と関係すると思料される水道事業の出納・会計処理等に関し、法令・会計規程等の規定と、実際に行われていた出納・会計の処理等は、概ね次のとおりである。

(1) 南伊勢町水道事業会計規程

上下水道課長は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって管理者の決裁を受けなければならないとされる（南伊勢町水道事業会計規程第22条第1項）。

ただし、130万円未満の収入、支出負担行為、支出命令は、上下水道課長の専決事項とされている（南伊勢町決裁規程）。

現金の支払を伴う支出については、上下水道課長は、債権者の請求書等の支払に関する証票類に基づいて支払伝票を発行し、債権者の請求書等の支払に関する証票類を添付して管理者の決裁を受け（南伊勢町水道事業会計規程第22条第2項、第23条第1項）、決裁案に基づいて支出の支払をしなければならない（南伊勢町水道事業会計規程第23条第4

項)。

支払伝票については、債権者及び勘定科目ごとに調製するのが原則であるが(南伊勢町水道事業会計規程第23条第3項)、2人以上の債権者に対して支払を行う場合、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、合わせて1の支払伝票を発行し、債権者ごとの支払額を明らかにした内訳書を添付することができる(南伊勢町水道事業会計規程第23条第4項)。

(2) 実際の出納・会計の処理

実際に行われている支出の手続は、概ね次のとおりである。

ア 電気設備等の修繕の場合

(ア) 支出負担行為

修繕は、定期的にはなく、必要性が生じた都度行っている。

修繕の必要性は、落雷等があったときや警報システムが異常を感知して現場に出向いた際に把握し、その際、電気設備等の修繕工事に対応できる業者は限られていることから、当該業者に連絡し、修繕を発注する。

修繕の発注(当該業者との間での修繕の請負契約(支出負担行為)である。)は、通常緊急であるため、あらかじめの決裁を受けることはなく、見積書やFAXなどの書類もないことが通常である。

(イ) 支出負担行為の履行の確認

修繕工事には水道係職員が立ち会うので、その立会いで実際に修繕がされたかどうかの履行の確認がされる。機器・部品等の交換を行った場合などには、業者が交換前後の写真を撮影して請求書に添付することがあるが、機器・部品等の交換以外の場合には業者が履行したことを証する書類の添付はない。

(ウ) 支出

修繕工事を施工した業者から請求書が送られた後、「支出負担行為 伺書兼支払伝票」を担当者が起票し、担当者が請求書を添付して、係長、上下水道課課長の決裁を受ける。

本件の当時、支払について、通常、15日と月末の支払となる複数の振込みは、金融機関と交換するフロッピーディスクにデータ入力する方式(以下「FD払い方式」という。)で一括して行っていた(な

お、現在はインターネットによる方式で行っている。)

支払の決裁は随時回されるのではなく、複数の修繕費の支払に対し、内訳書が添付された1の「支出負担行為伺書兼支払伝票」により、支払に合わせて月2回程度まとめて回された。

イ 材料の購入の場合

(7) 支出負担行為

水道管、ジョイント、メータ、止水栓、メータボックス等の材料(たな卸資産)は、年度末までに翌年度の納入業者を選定し、1年間の単価契約を行っている。

材料(たな卸資産)の在庫は、南勢庁舎の倉庫内に保管されているが、担当者が倉庫内の在庫が減っていると気付いたときや、在庫を大量に使用したときに、当該担当者が選定された納入業者にFAXにより発注する。材料の発注にあたり事前の決裁は行っていない。

(i) 支出負担行為の履行の確認

発注した材料は、指定した納入場所(南勢庁舎や南島庁舎)に納入されるが、その受取りは、担当者、ときには担当者以外の職員が受取りを行い、履行を確認する。受取りの際には納品書が渡される。

(ii) 支出

支出については、上記ア(ii)と同様である。

(3) 預金通帳等の管理

本件の当時、伊勢農業協同組合南勢支店の南伊勢町水道事業企業出納員上下水道課長名義の普通貯金口座及び第三銀行浜島支店の南伊勢町水道事業企業出納員上下水道課長名義の普通預金口座(以下、これらを特に区別せず「水道事業の預金口座」という。)に関する通帳と金融機関届出印(以下「届出印」という。)は、南島庁舎の金庫内に手提げ金庫に入れて保管されていた。

手提げ金庫の鍵は、本件職員が経理を担当していたことから、本件職員が管理し、手提げ金庫は本件職員の勤務中、机に置いてある状態であった。そのため、本件職員は、水道事業の預金口座の通帳と届出印を自由に使用できる状態にあった。

I-3 事案の内容と損害の概要

(1) 無断での現金出金行為（平成 26 年度～平成 29 年度途中）

ア 公金横領行為の概要

本件職員は、水道事業の預金口座から、支払伝票を用いずに（従って上司の決裁はない。）、現金出金を繰り返した。

ただし、本件職員は、その現金出金の当月中又は翌月に、当該現金のうちから、事業経費の現金振込み（支払伝票を用いて決裁を受けての支払）を行い、又は、伊勢農協の水道事業の預金口座へ入金を行っている。

イ 公金横領の年月日及び金額（別表 1）

無断での現金出金行為による公金横領行為の年月日は別表 1 の年月日欄記載のとおりであり、金額は、別表 1 の水道事業の預金口座からの現金出金額欄記載とおりである。

(7) 別表 1 の作成方法

別表 1 は、本件職員による、水道事業の預金口座からの現金出金、事業経費の振込みによる支払、水道事業の預金口座への入金の状況を一覧表にしたものであり、水道事業の預金口座からの現金出金額欄（①）は、水道事業の預金口座から現金出金がされたが同日の支払伝票が存在しないものを拾い出したものである。

事業経費の支払額欄（②）は、①の出金に対応する修繕費、材料費、消耗品費、印刷製本費などの事業経費の支払（支払伝票による決済を受けており実際に支払がされているが、支払時には対応する出金がないもの。日付は会計システム上の日付。）である。

水道事業の預金口座への入金額欄（③）は、水道事業の預金口座への入金で内容が不明なものである。

差引欄の金額は、①から②及び③の金額を控除した額の累計額である。

(イ) 平成 26 年度から平成 28 年度途中（平成 28 年 9 月）までは、月末の支払で調整されている（差引欄の金額がゼロになる。）。

すなわち、本件職員は、月の月上旬頃に、水道事業の預金口座から支払伝票を用いずに現金出金を行い、その現金出金額に相当するように、事業経費の支払を行い、又は、現金出金額（から事業経費の支払を控除した額）に相当する水道事業の預金口座への入金を行っていた。なお、調整のため事業経費の支払は、FD 払い方式を用いず、現

金振込みをする方法で行われた。

(ウ) 平成 28 年 10 月から平成 29 年度途中（平成 30 年 1 月）までは、概ね、月の月上旬に水道事業の預金口座から現金出金し、翌月上旬に前月分として水道事業の預金口座に入金することで、調整が行われた。

水道事業の預金口座への入金、収入伝票又は収入伝票が存在しないため入金の内容は不明であるが、監査委員による現金出納の例月検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）では、入金の名目は水道料金とされている。

ウ 損害の概要

月末頃の事業経費の支払のために、月の月上旬に現金出金をして支払の準備をしておく必要がないこと、上記イ(イ)のような通常と異なる方法で支払をして調整していることからすれば、別表 1 の②及び③欄により被害の填補がされたものも含めて公金横領行為であると考えられる。

しかし、後に填補された無断出金を公金横領の損害と捉えて損害額に加えると損害額がかえって不明瞭となるので、本監査では損害と捉えず損害額には加えないこととする。

なお、填補されない 104 万 9132 円については、後記(2)の架空経費の計上が行われ、その内容は、別表 2 のとおりである。

(2) 架空経費の計上による現金出金行為（平成 29 年度～平成 30 年度）

ア 公金横領行為の概要

本件職員は、平成 30 年 2 月 28 日から平成 31 年 3 月 29 日までの間、「架空の請求書等」を添付した「架空の支払伝票」を用いて、公金横領を行った。

ここで言う「架空の支払伝票」とは、過去に支払が終了している請求書や納品書を使い回すことによって（以後、このように使い回すなどして使われる請求書や納品書を「架空の請求書等」という。）、真実は発注もしておらず修繕もされていない修繕費や真実は発注もしておらず納品も受けていない材料費等について、修繕がされ又は材料等が納入されて請求があったかのように装った支払伝票という意味である。

「架空の請求書等」は、過年度のファイルから業者からの請求書（特に日付が空欄になっている請求書が使われた。）を切り離したもののや、すでに過去に納品があり支払も終わっている納品書であった。

イ 具体的な手法

具体的な手法は次のとおりである。

- ① 本件職員は、その月の15日又は月末に「架空の支払伝票」を用いるつもりを金額を、あらかじめ、水道事業の預金口座から現金出金し、これを着服した。
- ② 修繕費等の支払は、通常、15日と月末に行われていたが、本件職員は、一旦は、上記①の現金出金に見合う架空の支払伝票を含む内訳書を作成し、これに架空の請求書等を添付して、上司の決裁を受けた。

このとき、本件職員は、一旦は上記架空の支払伝票のデータをフロッピーディスクに入力し、これを出力した振込依頼書を手控えとして保管していた。

- ③ 上司の決裁を受けた後、実際にフロッピーディスクを伊勢農業協同組合南勢支店に持ち込むまでに、架空の請求書等の金額が業者へ支払が行われないように、フロッピーディスクから架空の請求書等を用いたデータを消去した。
- ④ こうして、本件職員があらかじめ現金出金し着服していた金額は、15日又は月末には、書類上、支払伝票により業者に対して支払がされたかのような外観を備えることとなった。

ウ 損害の概要

(7) 概要

平成30年2月28日から平成31年3月29日までの間の架空経費の計上による現金出金行為による公金横領の金額は、1250万8865円であり、年度毎の出金回数と金額は、次表のとおりである。

年度	出金回数	公金横領の金額	消費税等の延滞税相当の損害
平成29年度		104万9132円	1800円
平成30年度	50回	1145万9733円	2万2300円
合計		1250万8865円	2万4100円

※出金回数は同一日の複数回の出金は1回とした。

※平成29年度は、出金と架空経費の計上と対応していないの

で、出金回数としては数えられない。

※消費税等の延滞税相当の損害は、後記エのとおりである。

(イ) 公金横領の年月日及び各金額（別表 2 及び別表 3）

架空経費の計上による現金出金行為の年月日は、平成 30 年度は、別表 3 の年月日欄記載のとおりであり、金額は、別表 3 の出金額欄記載のとおりである。

平成 29 年度は、この時期に入出金を繰り返していたこともあり、公金横領の日（損害発生日）を出金日ではなく架空の支払伝票を行使した会計処理の日（平成 30 年 2 月 28 日、同年 3 月 15 日、同年 3 月 30 日）と捉えた（別表 2 の年月日欄の年月日）。公金横領の各金額は、架空の支払伝票の金額とした（別表 2 の同欄の金額）。

(ウ) 別表 2 及び別表 3 の作成方法

別表 2 及び別表 3 は、次のように作成している。

- ① 水道事業の預金口座からの総合振込みに係る出金履歴と会計システムにおけるデータ上の振込額を突合し、差額があるもの（会計システム上は振込みがされていることとなっているが実際には振込みがされていないもの）を拾い上げた。これらについて支払先とされている業者に支払の有無を確認し、支払がないことを確認した。
- ② 上記①について、その支払伝票に添付される請求書等を調査し、過年度にすでに支払済みであることを確認した。
- ③ 水道事業の預金口座の出金履歴から現金出金がされているものを拾い上げ、同日の出金に対応する支払伝票を調査し、支払伝票がないことを確認した。
- ④ 上記①の額と上記③の額とが同額であることから、架空経費の計上による現金出金行為の手口がわかった。
- ⑤ 別表 2 及び別表 3 は、これを一覧表形式にしたものである。

別表 2 の日付は及び別表 3 の架空の支払伝票の日付は、会計システム上の日付であり、別表 3 の出金の日付は、実際に水道事業の預金口座から出金された日である。

エ 架空経費を計上した年度の消費税の修正申告に伴う損害

町は、水道事業について南伊勢町水道事業会計として消費税及び地方消費税の税務申告・納付をしているが、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの課税期間及び平成 30 年 4 月 1 日から平成 31

年 3 月 31 日までの課税期間については、本件職員による架空経費の計上に相当する仕入税額控除を行って消費税及び地方消費税の確定申告していたことから、消費税等が過少に申告・納付されていた。

町は、令和 4 年 8 月 25 日に、本件職員による架空経費の計上に相当する仕入税額控除を行わないかたちで修正申告を行い、増差税額及び延滞税を支払った。

このうち、延滞税は、本来、本件職員による架空経費の計上による現金出金行為での公金横領行為がなければ、支払う必要がなかったものであり、公金横領行為による損害と認められる。

延滞税の金額は次のとおりである。

課税期間	延滞税の額
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 までの課税期間	1800 円
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 までの課税期間	2 万 2300 円

I - 4 発生原因

公金横領事案の発生原因としては、まずは、住民の安全安心を担い法令等を遵守すべき立場である全体の奉仕者たる公務員でありながら公金横領を行った本件職員の遵法精神の欠如、規範意識の欠如、公務員としての自覚の欠如があげられる。

このほか上記 I - 3 のような公金横領が発生し、これが発覚しなかったことに関し、次のような原因があると考えられる。

(1) 企業出納員による預金管理が不適切であったこと

企業出納員は、管理者の命を受けて、地方公営企業の出納その他の会計事務をつかさどる（地方公営企業法第 28 条第 3 項）が、出納その他の会計事務は、一般の事務以上に厳正な執行が要求されるため、企業出納員は、水道事業の預金口座を適切に管理しなければならない。

ところが、公金横領がされていた間、水道事業の預金口座からの入出金は、経理を担当する本件職員 1 人に任せきりにされ、かつ、チェック

機能もなかった。

この原因に関連して、次のことが指摘できる。

- ① 企業出納員として公金を取り扱う自覚が不足していたこと
水道事業の預金口座は、企業出納員の氏名が付されたものであり、入出金される現金は、公金である。
企業出納員は、このような公金を取り扱う者としての自覚をもって職務にあたらなければならない、不正は行われないことを前提に、経理を担当する職員を信用しきって任せきりにしてはいけない。
- ② 水道事業の預金口座の通帳履歴をきちんと見ていないこと
企業出納員は、水道事業の預金口座の通帳や届出印を本件職員に預けて自由に使用させているのに、水道事業の預金口座の出金履歴について注意を払わなかった。
水道事業の預金口座では、月の途中でイレギュラーな現金出金が行われているが、水道事業の預金口座（通帳そのもの）を猜疑心をもってきちんと見ていれば、本件職員が行った出金（通常支払が行われない時期の出金）につき、その異常に気づき（又は疑問を持ち）、調べたり、報告を求めたりするなどして確認を取ることができた。
企業出納員が、随時又は定期的に、水道事業の預金口座（通帳そのもの）を見て、異常や疑問を調べることができていれば、容易に公金横領をすることはできないこととなる。
- ③ その他のチェック機能もないこと
水道事業において、経理状況の報告として、上下水道課長は、毎月末日をもって月次試算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならないこととされている（南伊勢町水道事業会計規程第113条。なお、地方公営企業法第31条参照）が、水道係内でこのような機会に係内の別の職員が経理状況をチェックするなどということもなかった。
- ④ 通帳と届出印の管理方法
水道事業の預金口座の通帳と届出印は、経理を担当する職員が事実上管理し、これらを自由に使用できる状態にあったが、このような管理方法（とりわけ印鑑の管理方法）も適切とはいえず、改善の余地があるはずである。

(2) 決裁が十分に機能していなかったこと

発注もしておらず実際に修繕もされていない修繕費や発注もしておらず納品も受けていない材料費等について、係長及び上下水道課長により「支出負担行為伺書兼支払伝票」の決裁がされているように、決裁が十分に機能していなかったことから、本件職員による現金出金行為が繰り返し行われ、また、不正が発覚しなかったと考えられる。

この原因に関連して、次のことが指摘できる。

① 形式的不備がそのままにされたこと

本事案では、日付空欄の請求書が日付空欄のまま用いられていたことから、その請求書が使い回される結果となった。

業者から交付される請求書の日付が空欄であった場合には、支払手続の途中の遅くとも決裁時までには、業者に日付を入れさせ、又は町で受付印を押すなどして、その都度、きちんとした体裁を整える必要があった。日付空欄の不備を突かれて多額の公金横領が行われる結果になったのであり、単なる形式的不備として軽視することはできない。

また、納品書が添付された支払伝票で決裁がされたことがあった。

支払伝票には、決裁にあたり、債権者の請求書等支払に関する証票類を添付すべきこととされ（南伊勢町水道事業会計規程第23条）、債権者にこれを提出させることが困難な場合に省略できるのであるから（南伊勢町水道事業会計規程第23条第2項）、納品書の添付だけで支払伝票を決裁するべきではなかった。

② 決裁に十分な時間や手間をとっていなかったこと

水道の電気設備等の修繕工事は類似する工事が多数回行われ、材料の発注も同様に多数回なされるので、1か月程度の期間が経過した後、多数の支払伝票が決裁に回されれば、そのような修繕工事がされたかどうか、材料の納入があったかどうかに関する決裁者の記憶が薄れている場合もあると考えられる。

支払伝票に添付される請求書記載の工事名等（納入場所や品名・仕様等）で記憶が喚起されない修繕工事や材料費等については、材料の発注書のFAXや修繕工事の履行確認の書類、修繕が必要になった経緯や修繕の立会が記載された業務日報などを担当者から提出させて、

その内容を確認してから、決裁を行わなければならない。

また、内容を確認して決裁をするには、時間や手間をかける必要があり、支払までの時間的な余裕がある状態で決裁が行われるよう業務の改善を行わなければならない。

そもそも南伊勢町水道事業会計規程では、あらかじめ支出負担行為について文書によって決裁を受けることとされている（同規程第22条第1項）が、事務の簡素化の観点から、支払時に「支出負担行為伺書兼支払伝票」により決裁をしているのであるから、「支出負担行為伺書兼支払伝票」の決裁にあたり、支出負担行為の内容を確認するために、材料の発注書のFAXや修繕工事の履行確認の書類、修繕が必要になった経緯や修繕の立会が記載された業務日報などを添付して決裁に回す仕組みとしていてもよかった。

③ 修繕工事の管理が不十分であったこと

上記②と関連するが、水道の電気設備等の修繕工事は類似する工事が多数回行われる。このような状況で、修繕工事を適切に管理するために全ての工事に番号を付すことが有効である。

修繕工事に、（担当者レベルではなく）係で共通する番号を付して、発注・工事・請求・支払まで、一貫した番号管理を行い、決裁者である係長や課長はその番号で修繕工事の管理を行う方法により、本件の手法のような架空の工事に決裁がされる事態を防ぐことができるし、決裁に必要な確認を容易にすることができる。

(3) 例月検査が機能しなかったこと

水道事業では、監査委員による現金出納の例月検査（地方自治法第235条の2第1項）も行われていたが、例月検査でも本件の公金横領は発覚しなかった。本件職員は、会計、経理を担当していた期間も長く、例月検査で監査委員が確認するポイントをよく知った上で、不正が監査をすり抜けるように書類を整えていたように思われる。

例月検査が形骸化していないかどうかの観点から、例月検査の方法にさらなる工夫が求められる。

II 病院事業（町立南伊勢病院）に関する事案の内容と発生原因及び損害の

概要

Ⅱ－１ 概要

本件職員は、令和元年５月１６日から令和４年６月２日までの間、病院の売上金を病院事業の預金口座に入金するにあたり、入金すべき金額の一部を入金しないで着服するという方法（以下、Ⅱにおいて「本件手法１」という。）を行い、また、令和２年７月１０日から令和４年５月１３日までの間、病院事業の預金口座から無断で現金を出金し、着服する方法（以下、Ⅱにおいて「本件手法２」という。）で公金横領を行った。

Ⅱ－２ 病院事業の出納・会計

本事案と関係すると思料される病院事業の出納・会計処理等に関し、法令・会計規則等の規定と、実際に行われていた出納・会計の処理等は、概ね次のとおりである。

(1) 南伊勢町病院事業会計規則等

南伊勢町病院事業会計規則等では、収入の調定、収納金の取扱い、支出の手続、会計処理、月次の処理、決算処理は、次のように行うべきことが定められている。

ア 収入の調定・収納金の取扱い

収納金の取扱いについては、概要、現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金にその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうち（やむを得ない事情がある場合には翌日）に事務長に引継ぎ、引継を受けた事務長は、引継を受けた日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならないこととされている（南伊勢町病院事業会計規則第２０条第１項、第２項）。

また、事務長は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票を発行し所定の決裁を受けなければならないこととされている（南伊勢町病院事業会計規則第２１条）。

イ 支出の手続

現金の支払を伴う支出の手続については、概要、事務長は、支出の原因となるべき契約等について、あらかじめ文書によって病院長の決裁を受け、請求書等に基づいて支払伝票を発行し、請求書等を添えて

病院長の決裁を受けるべきこと（南伊勢町病院事業会計規則第 26 条、第 27 条）、また、事務長は、支払伝票に基づいて病院事業の支出の支払を行うべきこととされている（南伊勢町病院事業会計規則第 27 条第 4 項）。

ウ 預り金

事務長は、保証金その他病院事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として、預り保証金、預り諸税、これら以外の預り金に区分して整理し、預り金の受け入れ払出しは、病院事業の収入の収納及び支出の支払の例により行うべきこととされている（南伊勢町病院事業会計規則 39 条、第 40 条）。

エ 会計処理

収入については、事務長は、収入伝票を発行し、現金出納簿（又は預金口座出納簿）に記帳するとともに、収入の収納を証する書類を添付して病院長の決裁を受け、内訳簿と収入調定簿に記帳しなければならないこととされている（南伊勢町病院事業会計規則第 21 条）。

支出については、上記イで決裁を受けた支払伝票により、内訳簿及び支出予算執行計画整理簿に記帳し、支払を行ったときには現金出納簿に記帳すべきこととされている（南伊勢町病院事業会計規則第 26 条、第 27 条）。

オ 月次の処理

事務長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、病院長の決裁を受け、病院長が当該月次試算表及び資金予算表を翌月 20 日までに町長に提出することとされている（南伊勢町病院事業会計規則 90 条。なお、地方公営企業法第 31 条参照）。

また、監査委員による現金出納の例月検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）が行われている。

カ 決算

病院事業の決算の調製に関する事務は事務長が行い（南伊勢町病院事業会計規則第 86 条）、毎事業年度 5 月 10 日までに決算報告書、損益計算書、貸借対照表等の書類を作成し、病院長の決裁を受け、病院長が町長に提出する（南伊勢町病院事業会計規則第 89 条）。なお、町長は決算に関する書類を監査委員の審査に付した上、議会の認定に付し、決算の要領を公表することとなる（地方公営企業法第 30 条）。

(2) 町立南伊勢病院での実際の出納・会計の処理等

町立南伊勢病院で実際に行われていた預金通帳等の管理、収納金の取扱い、支出の手続、会計処理、月次の処理、決算処理等の出納・会計の処理は、次のとおりである。

ア 病院事業の預金口座

(7) 預金口座

町の病院事業で使う預金口座は、町立南伊勢病院で伊勢農業協同組合南勢支店の町立南伊勢病院企業出納員事務長名義の普通貯金口座のほか、同様の百五銀行の普通預金口座、宿田曾診療所長名義の普通預金口座及び訪問看護ステーションみかん管理者名義の普通預金口座がある。

本監査では、これらのうち、伊勢農業協同組合南勢支店の町立南伊勢病院企業出納員事務長名義の普通貯金口座（以下「病院事業の預金口座」という。）につき監査した。

(イ) 預金通帳等の管理

病院事業の預金口座の通帳及び届出印は、事務部があるスペースに設置された金庫の中に保管されていたが、同金庫の鍵が置かれる場所は総務係職員には周知されていた。

総務係の担当職員は、事務長の机から金庫の鍵を取り出して、その鍵を用いて金庫を開扉し、病院事業の預金口座の通帳を取り出すこととされていた。

総務係経理担当職員は、日常業務として（あるいは業務を装って）自由に病院事業の預金口座の通帳及び届出印を取り出すことができる状態にあったし、また、これらを持ち出すこともできた。

イ 窓口収入の現金について（収納金の取扱い）

- ① 医事係は、病院窓口で患者等から支払を受けた現金、当該現金から支出した郵便切手などの費用を、病院窓口営業日ごとに集計し、翌営業日に、入金及び支払の勘定科目の内訳とその差引現金の在 high（この現金の在 high を「差引手渡額」という。）を記載した「現金渡票」を作成する。
- ② 医事係は、作成した「現金渡票」、差引手渡額の現金、及び当該現金の金額を記載した病院事業の預金口座への金融機関の入金

(預入) 伝票を、総務係に手渡しの方法で引き渡す。

現金渡票の作成、現金の引渡しは、翌営業日となるのは、窓口業務終了後に外部に委託する当直患者から現金の支払を受ける場合があるためである。日中に支払を受けた現金は、夜間は金庫に保管しておき、翌営業日に、時間外に受けた現金と合わせた1日分につき「現金渡票」を作成し、総務係への引渡しを行っている。

③ 総務係の経理担当職員が、当該引渡しを受けた現金と入金(預入)伝票に加え、病院事業の預金口座の通帳を持参して、同口座を開設する金融機関(伊勢農業協同組合南勢支店)に出向き、同店窓口において、引渡しを受けた現金を病院事業の預金口座に入金する。

④ 窓口現金収入に関し、決裁は行われていない。

ウ 支出について(支出の手続)

上記ア(イ)のとおり、経理担当職員は、自由に病院事業の預金口座の通帳及び届出印を取り出すことができる状態にあった。

エ 預り金

預り金の受け入れについて、収入の収納のような収入の調定の手続はされておらず、また、預り金の払出しに関し、支出の支払の場合のような決裁の手続はされていなかった。

オ 会計処理

上記イの窓口現金の収納の会計処理は、総務係の経理担当職員が会計システムに仕訳を入力する。

南伊勢町病院事業会計規則に定められる、会計伝票(支払伝票を除く。)、日計表、総勘定元帳等、内訳簿、収入調定簿、現金出納簿、預金口座出納簿は、病院会計システム上存在するが、紙の状態での発行・保存は行われていない。

カ 月ごとの会計処理

南伊勢町病院事業会計規則第90条に定められる書類のうち、資金予算表は作成されておらず、月次試算表は病院長の決裁を受けていなかった。

月次試算表は、監査委員による現金出納の例月検査のために作成されていたが、作成は翌月末日までであった。なお、例月検査のために、月次試算表(合計残高試算表)のほか、現預金明細書、預貯金通

帳、通帳残高証明書、総勘定元帳、内訳簿、支払伝票とその内訳を準備し、検査を受けていた。

月次試算表は、経理を担当する職員（本件職員）1名によって作成され、他に関与する職員はいなかった。また、月次試算表の作成は、監査委員による例月検査の直前（早くとも前々日夕方遅ければ当日朝）に出来上がるような状況であり、事務長は内容の詳細は確認していなかった。

キ 決算

月次試算表と同様、経理を担当する職員（本件職員）1名によって作成され、他に作成に関与する職員はいなかった。

II-3 本件手法1の事案の内容と損害の概要

(1) 公金横領の手口

本件職員は、総務係の経理担当職員として上記II-2(2)イ②で医事係から現金等の引渡しを受け、これを病院事業の預金口座を開設する金融機関窓口に出向き病院事業の預金口座に入金する（同③）のであるが、この引渡しを受けてから入金をするまでの間に、引渡しを受けた現金の中から、いくらかの現金を抜き取り、本件職員のかばんの中に入れて持ち帰るという方法で着服し、引渡しを受けた現金から着服をした金額を控除した残額のみを病院事業の預金口座に入金した。入金に際し、医事係から受け取った入金（預入）伝票（同②）は用いず、抜き取った後の現金額に整合する入金（預入）伝票を自ら作成し、受け取った入金（預入）伝票は総務係室内に設置されるシュレッダーを用いて破棄していた。

なお、本件職員は、病院事業の預金口座の通帳に上記手法で抜き取って着服した金額と合致する数字（100、200など）を手書きで書き込んでいた。

(2) 公金横領の年月日及び金額（別表4）

ア 本件手法1による公金横領の年月日は、別表4の入金日欄記載の日であり、各公金横領額は、同表の横領額欄に記載とおりである。

本件手法1による着服は、令和元年5月16日から令和4年6月2日までの間、590回にわたって行われ、1回あたりの着服額は概ね10

万円から 80 万円であり、合計金額は 1 億 1202 万 6000 円である。

イ 別表 4 の作成方法

別表 4 は、現金渡票の差引手渡額と病院事業の預金口座の通帳の入金履歴とを突合し、これらの金額が異なるものを拾い出して一覧表にしたものである。

この現金渡票の差引手渡額と病院事業の預金口座の通帳の入金額との差額が、上記(1)の手口により、本件職員が着服した額となる。

別表 4 の「売上日」は、「現金渡票」記載の年月日である。なお、日付が複数にまたがるものは、病院窓口の休日の関係で複数日をまとめた 1 通の「現金渡票」を作成したからである。「売上金」は、医事係が病院窓口で患者等から支払を受けた現金、当該現金から支出した郵便切手などの費用を集計した、「現金渡票」記載された差引手渡額である。

「入金日」は、病院事業の預金口座に実際に入金された日であり、「口座入金額」は、病院事業の預金口座に実際に入金された金額である。

「横領額」は、「売上金」の金額と「口座入金額」との差額である。

(3) 会計処理等

ア 令和元年度～令和 3 年度

① 上記Ⅱ-2(2)オのとおり、収納金については、会計システムに仕訳を入力することになるが、本件手法 1 を行った際の会計処理に関して、本件職員は、令和元年 5 月 16 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は、本来入金すべき金額を入金したかのように（装って）入金すべき金額で仕訳を行っていた。つまり、この入金時点では、普通預金の帳簿残高と実際の病院事業の預金口座とは一致せず、実際の病院事業の預金口座の残高は、普通預金の帳簿残高よりも着服した金額相当分少ないこととなる。

② 本件職員は、監査委員による現金出納の例月検査で発覚しないために、月末に、普通預金の帳簿残高を実際の病院事業の預金口座の残高に合わせるための架空の仕訳を入力していた。

具体的には、「借方・預り金、貸方・普通預金」の仕訳を入力し、普通預金の帳簿残高を減少させる架空の仕訳（すでに着服し

た金額相当額だけ普通預金の帳簿残高を減少させる仕訳であり、仕訳時には現金支出という実際の取引を伴っていない仕訳)を行っていた。

普通預金の減少の際の相手(借方)勘定が預り金勘定となるのは、職員の給料から天引きする所得税等や社会保険料の支払や、その他預かった現金を返還する場合に一般的に(金額は別として)あり得る仕訳であることから、着服が発覚しにくいよう、普通預金の帳尻を合わせるための相手勘定に、預り金勘定を用いたものと推察される。

- ③ このような会計処理(仕訳)をすると今度は預り金勘定が実際の負債額と合わなくなるが、本件職員は、預り金勘定の貸方残高を増加させるための架空の仕訳(実際の取引を伴わない仕訳)を行っていた。

この架空の仕訳の相手勘定となる借方の勘定科目は、建設仮勘定、長期前受金(貸方科目の減少)、長期前受金収益化累計額等である。これらの勘定科目は、病院の新築に伴い発生し得る勘定科目であり、また、金額も多額であることから、これらの勘定科目を用いたものと推察される。

本件職員は、このように行った預り金勘定を増加させる仕訳を決算において、修正し、より発覚しにくいような修正仕訳を行っていた。本件職員が、預り金勘定の操作のために行っていた仕訳は、次のとおりであり、決算において、更に科目変更し、令和2年度までの決算において、最終的に長期前受金、繰越利益剰余金の科目を使い、預り金勘定を操作していた。

なお、本件職員は、監査委員による現金出納の例月検査を受けた後、仕訳を会計システム上消去する帳簿操作も行っていたため、後記は、現在の会計システムで確認できる仕訳であり、当時の例月検査当時の勘定残高とは一致しない。

[令和元年度]

【期中】

年月日	借方	貸方	金額	備考
31. 4. 30	建設仮勘定	預り金	3, 000, 000	
1. 5. 31	建設仮勘定	預り金	5, 000, 000	
1. 8. 31	建設仮勘定	預り金	8, 000, 000	
2. 1. 31	建設仮勘定	預り金	8, 000, 000	

【決算】

年月日	借方	貸方	金額	備考
2. 3. 31	預り金	建設仮勘定	24, 000, 000	1
2. 3. 31	預り金	長期前受金	17, 000, 000	2
2. 3. 31	一時借入金	長期前受金戻入	47, 500, 000	2
2. 3. 31	長期前受金戻入	普通預金	47, 500, 000	2, 3
2. 3. 31	普通預金	預り金	47, 500, 000	2, 3
2. 3. 31	繰越利益剰余金	一時借入金	47, 500, 000	2

(備考 1) 期中の 4 つの仕訳を反対仕訳で修正している。

(備考 2) これらの仕訳の結果、令和元年度末は、預り金勘定 3050 万円、長期前受金勘定が架空に計上されており、その相手勘定として繰越利益剰余金が 4750 万円減少させられていることになる。

(備考 3) 仕訳上は 4750 万円の出金入金という意味であるが、実際の普通預金の入出金はない。

[令和 2 年度]

【期中】

年月日	借方	貸方	金額	備考
2. 8. 31	長期前受金	預り金	7, 000, 000	4
2. 10. 31	長期前受金	預り金	5, 000, 000	4
2. 11. 30	長期前受金	預り金	5, 000, 000	4

(備考 4) 令和元年度に架空に計上している長期前受金 1700 万円を期中に順次預り金勘定に振り替えている。

【決算】

年月日	借方	貸方	金額	備考
3. 3. 31	長期前受金	預り金	20,140,000	5

(備考 5) 長期前受金 2014 万円を不正に減少させ、預り金勘定を増加させる仕訳操作を行っている。

[令和 3 年度]

【期中】

年月日	借方	貸方	金額	備考
3. 6. 30	長期前受金収益化累計額	預り金	10,000,000	
3. 7. 31	長期前受金収益化累計額	預り金	10,000,000	
3. 8. 31	長期前受金収益化累計額	預り金	10,000,000	
3. 9. 30	長期前受金収益化累計額	預り金	5,000,000	
3. 11. 30	長期前受金収益化累計額	預り金	5,000,000	
3. 12. 31	長期前受金収益化累計額	預り金	7,000,000	
4. 1. 31	長期前受金収益化累計額	預り金	7,000,000	
4. 2. 28	長期前受金収益化累計額	預り金	6,014,000	
4. 3. 30	公衆衛生活動収益	預り金	455,000	6
4. 3. 30	その他医業収益	預り金	128,502	6

(備考 6) 収益を減少させる仕訳で預り金勘定を増加させる仕訳操作を行い始めたと考えられる。

- ④ 本件の公金横領が発覚した後、総務係長において、上記の不正経理の修正を修正するために、令和 3 年度の決算（令和 4 年 6 月中旬頃）において、次の決算修正仕訳を行った。

[令和 3 年度]

【決算】

年月日	借方	貸方	金額	備考
4. 3. 31	預り金	長期前受金収益化累計額	60,014,000	
4. 3. 31	その他未収金	預り金	85,409,827	
4. 3. 31	その他未収金	普通預金	1,078,000	
4. 3. 31	預り金	公衆衛生活動収益	455,000	
4. 3. 31	預り金	その他医業収益	128,502	

イ 令和4年度

令和4年4月1日以降、収納金を病院会計システムに仕訳を入力する際には、実際に病院事業の預金口座に入金した金額（着服した残額）を売上に計上する仕訳を行っていた。従って、この入金時点では、普通預金の帳簿残高と実際の病院事業の預金口座とは一致するものの、売上が本件職員の着服した金額相当分少なく計上されていることとなる。

II-4 本件手法2の事案の内容と損害の概要

(1) 公金横領の手口

本件職員は、総務係の経理担当職員として、金庫の鍵の所在を知っており、また、正規の出金を装えば、金庫内にある病院事業の預金口座及び届出印を持ち出しても他の総務係の職員から怪しまれることもない立場にあったところ、金庫の鍵を取り出して金庫を開扉して、金庫内にある病院事業の預金口座の通帳及び届出印を持ち出し、伊勢農業協同組合南勢支店に出向き、これらの預金通帳、届出印、また、自ら横領する予定の金額を書き入れ手作成した農協の払戻伝票（出金伝票）を用いて現金を出金し、着服した。

(2) 公金横領の年月日及び金額（別表5）

ア 本件手法2による公金横領の年月日は、別表5の出金日欄記載の日であり、各公金横領額は、同表の通帳出金額（横領額）欄記載とおりである。

本件手法2による着服は、令和2年7月10日から令和4年5月13日までの間、72回にわたって行われ、1回あたりの着服額は概ね40万円から100万円であり、合計金額は4336万円である。

イ 別表5の作成方法

別表5は、病院事業の預金口座の通帳の出金履歴を調査し、支出の根拠がない出金を拾い出して一覧表にしたものである。

この出金額が、上記(1)の手口により、本件職員が着服した額となる。

(3) 会計処理等

本件手法2により出金及び着服が行われた際には、会計処理（仕訳）は行われず、月末に、上記の本件手法1による着服額と合わせて、普通預金の帳簿残高を実際の病院事業の預金口座の残高に合わせるための「借方・預り金、貸方・普通預金」の架空の仕訳を入力していた。その後の預り金勘定の操作は、上記Ⅱ-3(3)の処理に含まれる。

Ⅱ-5 損害の概要のまとめ

本件手法1と本件手法2による公金横領の合計額は、1億5538万6000円であり、年度別、月別、手法別の損害額の状況は、別表6のとおりである。

Ⅱ-6 発生原因

公金横領事案の発生原因としては、まずは、住民の安全安心を担い法令等を遵守すべき立場である全体の奉仕者たる公務員でありながら公金横領を行った本件職員の遵法精神の欠如、規範意識の欠如、公務員としての自覚の欠如があげられる。

このほか上記5のように多額の公金横領が発生し、令和元年5月16日以降3年余りの期間にわたって発覚しなかった原因に次のことがあると考える。

(1) 企業出納員の預金管理が不適切であったこと

企業出納員は、管理者の命を受けて、地方公営企業の出納その他の会計事務をつかさどる（地方公営企業法第28条第3項）が、出納その他の会計事務は一般の事務以上に厳正な執行が要求され、企業出納員は、病院事業の預金口座に係る入出金を適切に管理しなければならない。

ところが、公金横領がされていた間、病院事業の預金口座からの入出金は、経理を担当する本件職員1人に任せきりにされ、かつ、チェック機能もなかった。

本件職員は、町からの聞き取り調査に対し、現金を扱うことのチェック機能がなかった、チェック体制がなかった、病院では帳簿とキャッシュが合わなかったが全然気付かれなかった、と述べている。

この原因に関連して、次のことが指摘できる。

① 企業出納員として公金を取り扱う自覚が不足していたこと

病院事業の預金口座は、企業出納員の氏名が付されたものであり、入出金される現金は、公金である。

企業出納員は、このような公金を取り扱う者としての自覚をもって職務にあたらなければならない、不正は行われないことを前提に、経理を担当する職員を信用しきって任せきりにしてはいけない。

② 病院事業の預金口座の通帳履歴を全く見ていないこと

企業出納員は、病院事業の預金口座の通帳や届出印を本件職員に預けて自由に使用させているのに、病院事業の預金口座の入出金について全く注意を払わなかった。

企業出納員には、通帳を全く見たことがないと述べる職員、残高しか見ていないと述べる職員がいた。

病院事業の預金口座の通帳の出金欄には、公金横領によって、病院事業では通常は行われることのない多額の現金出金が頻回起こっていることから、異常に気付くことができる。

また、月中は、病院会計システム上の預金残高と実際の預金通帳の預金残高が（その月の公金横領額相当額）異なっており、異常が起きていることに気付くことができた。

病院事業の預金口座の通帳には、本件手法1で抜き取って着服した金額と合致する数字（100、200など）が手書きで書き込まれていたのであるから、通帳そのものを見さえしていれば、異常に容易に気付くことができた。

このように、企業出納員が病院事業の預金口座（通帳そのもの）を見ておらず、このことを本件職員も知っていたために、本件職員はいつも容易に公金横領を続けることができた。

③ 通帳と届出印の管理方法

病院事業の預金口座の通帳と届出印は、経理を担当する職員は自由に使用でき、持ち出しもできる状態にあったが、このような管理方法（とりわけ印鑑の管理方法）も適切とはいえず、改善の余地があるはずである。

(2) 会計規則が規定する手続を行っていなかったこと

日々の会計処理の一部について、南伊勢町病院事業会計規則に定められる手順がとられていなかった。

会計規則に定められる手順が行われていなかった処理の一部は、本件の公金横領に直接結びついている。

具体的には次のとおりである。

- ① 南伊勢町病院事業会計規則では、収入については、事務長は、収入伝票を発行し所定の決裁を受けなければならないこととされている（同規則第21条）。

しかし、窓口現金の収入は、全く決裁がなく、事務長は日々の窓口現金の収入がいくらあるのかに目を通していなかった。

本件手法1は、窓口現金の一部を抜き取って病院事業の預金口座に入金したものであるが、本来入金されなければならない窓口現金の金額が調定決裁により確認されていないので、抜き取られたことも発覚しようがない。

本件職員は、町からの聞き取り調査に対し、病院では上下水道課での決裁の仕方が異なり、収入に関する決裁を取る必要がなかったため、簡単に手を付けることができると確信したと述べている。

- ② 南伊勢町病院事業会計規則では、預り金の受入れ払出しは、病院事業の収入の収納及び支出の支払の例により行うべきこととされている（同規則39条、第40条）。

しかし、このような会計規則に沿った扱いはされておらず、預り金勘定を相手方勘定とする入金及び出金に対し、収入伝票や支払伝票の発行も決裁もなかった。

その結果、出金の相手方勘定を預り金勘定とさえすれば、ノーチェックで出金し放題となっていた。

- (3) 月次試算表の作成又は決算において発覚しなかったこと

病院事業の企業会計は、日々の出納と同様、不正は行われないことを前提に、経理を担当する職員であった本件職員を信用しきって任せきりにされたものであった。

そのため、毎月の月次試算表の作成や例月検査を受ける段階で、また、決算の段階で、経理の内容がきちんと確認されることもなく、公金

横領が発覚しなかった。

この原因に関連して、次のことが指摘できる。

- ① 本件職員は、月末頃、公金横領の不正の発覚を免れるために、預り金勘定を用いて経理操作を行っていた。しかもその金額は大きい。

仕訳は、月末頃の日計表に記載されるので、月次試算表の作成にあたり、その仕訳の意味を理解し、正しい処理であるかどうかを確認していれば、不正に気付くことは容易であった。

例えば、普通預金の帳簿残高を実際の病院事業の預金口座の残高に合わせるため「借方・預り金、貸方・普通預金」の仕訳（実際には取引のない仕訳）がされていたが、摘要欄には、「預り金へ」と記載されていて、摘要欄の記載と仕訳が示す取引とが反対の意味になっている。

ところが、日計表はシステム上にあるだけで出力されなかったこともあり、仕訳がチェックされることはなかった。

- ② 一般には、貸借対照表を作成するにあたっては、貸借対照表上に計上されている資産および負債が実在するものであるかどうかを、その貸借対照表の勘定科目の内訳をとり、他の資料と突合する。

本事案において、預り金勘定など内訳を他の資料と突合し、その実在性を確認していれば、早期に不正を発見することができた。

企業出納員には、本監査のヒアリングで、預り金勘定は決裁も確認もなくブラックボックスであったと述べる者もいた。

- ③ 一般には、損益計算書や貸借対照表は、前期や前月の数字と比較して検証されることが多いが、病院会計ではこのような比較検証は行われていなかった。

比較検証を行っていれば、預り金勘定、建設仮勘定、長期前受金、長期前受金収益化累計額、資本の部といった経理操作がされていた勘定科目の異常に気付くことができた可能性が高い。

- ④ 毎月の月次試算表の作成や例月検査を受ける段階で、少なくとも決算の段階では、仕訳（特に特別な仕訳）、資産負債の実在性、比較検証に関し、事務長が、自ら又は総務係長に指示するなどして、不正・誤謬がないかどうかを含めて、経理の内容を確認すべきことは、決して酷なことではない。

毎月の会計処理で、ましてや決算において、企業の経理で一般に行われるようなチェックをしていれば、不正はその時に発覚していたであろうし、また、そのようなチェック体制があるならば、不正を行うことは困難となる。このような経理の内容の確認は、事務長に求められている職務である。

なお、毎月の月次試算表は、監査委員による例月検査の直前に出来上がるような状況ではあったが、例月検査の後に内容の詳細を確認することも可能であるし、内容が確認できるよう早期に仕上げるよう指示することも事務長の職務の一つである。

(4) 会計システムを本件職員が独占していたこと

当時、病院会計システムは、本件職員が使うパソコン1台だけに入れられており、他の職員は見ることはできない状態であった。

総務係内では、(不正と気付いていたわけではないが、担当職員の休日等に備えて他の職員でも処理ができるように、)他のパソコンへ会計システムを入れることが求められていたが、本件職員がコストが高いと言って反対していたこともあり、複数台のパソコンへの導入はされなかった(現在は複数台のパソコンに会計システムは入れられており、実際にはコストも低額であった。)

その結果、例月検査のとき以外の月中は、本件職員はほしいままに不正な会計を行うことができ、会計上の預金残高と通帳の実際の残高が合わなかったことにすら、他の職員に気付かれることもなかった。

(5) 例月検査が機能しなかったこと

病院事業では、監査委員による現金出納の例月検査(地方自治法第235条の2第1項)も行われていたが、例月検査でも本件の公金横領は発覚しなかった。本件職員は、会計、経理を担当していた期間も長く、例月検査で監査委員が確認するポイントをよく知った上で、不正が監査をすり抜けるように書類を整えていたように思われる。

例月検査が形骸化していないかどうかの観点から、例月検査の方法にさらなる工夫が求められる。

第4 意見の報告

1 職員に対する賠償を求めることの可否

(1) 法令の規定

ア 地方公営企業法（第34条）・地方自治法（第243条の2の2）

職員の賠償責任については、地方公営企業法第34条が地方自治法第243条の2の2（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による改正法の施行（平成32年4月1日施行）前は、地方自治法第243条の2。以下「改正前の地方自治法第243条の2」という。）を準用している。

(7) 1項前段

地方自治法第243条の2の2第1項前段は、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。」と規定されている（改正前の地方自治法第243条の2第1項もほぼ同じ内容の規定である。）。

なお、町の水道事業、病院事業の場合、「会計管理者」とあるのは、水道事業、病院事業においては、「管理者の職務を行う町長」と、「事務を補助する職員」は、「出納その他の会計事務を補助する職員」と読むべきこととなる。

この「管理者の職務を行う町長の出納その他の会計事務を補助する職員」は、企業出納員、現金取扱員等をいうとされている（改訂地方公営企業法逐条解説改訂8版）。

(イ) 1項後段

地方自治法第243条の2の2第1項後段は、「次に掲げる行為をす
る権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で
普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により
法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通
地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。」とあり、1号・
支出負担行為、2号・第232条の4第1項の命令（支出命令）又は同

条第2項の確認（支出負担行為の確認）、3号・支出又は支払、4号・第234条の2第1項の監督又は検査（契約の履行を確認するための監督又は検査）が定められている。

ただし、町には、水道事業、病院事業で、地方公営企業法第34条が準用する地方自治法第243条の2の2第1項後段の職員を定める規則又は規程は存在しない。

イ 民法（第709条）

民法第709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定している。ただし、地方自治法第243条の2の2第1項（改正前の地方自治法第243条の2）の規定によって損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は適用されない（地方自治法第243条の2の2第14項、改正前の地方自治法第243条の2第14項）。

(2) 本件職員に対する賠償を求めることの可否

ア 水道事業

(7) 1項前段の職員の該当性

本件職員が、改正前の地方自治法第243条の2第1項前段の職員（以下「1項前段の職員」又は「1項の職員」という。なお、同条項後段の職員を「1項後段の職員」という。）に該当するかを検討する。

本件職員は、平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間、上下水道課において、企業会計・経理を担当する職員であった。

ヒアリングでは、当時の上下水道課長、水道係長は、本件職員は経理を担当するので、当然に1項前段の職員に該当するとの認識であった。

ただし、本件職員が、現金出納員として辞令交付がされたことはなく、また、いわゆる充て職とする規程もなく、本件職員が現金出納員であるとの町長による任命行為（地方公営企業法第28条第2項）は確認できなかった。また、水道事業の現金出納員は、南伊勢町水道事業会計規程第2条で取扱い限度額が定められているが、水道料金につき30万円、それ以外の収納金につき50万円とあり、その権限とし

て、現金の収納が予定されているように読めるところ、本件職員は、上記第3のI-3のとおり、水道事業の預金口座から出金した現金を着服したものであり、現金出納員の職務として予定している収納した現金を着服したものではない。

こうした疑念もあるが、本件職員が企業会計・経理を担当し、町の内部では、本件職員は1項前段の職員に該当するとの認識であり、本件職員も含めてこれに疑義がなかったことからすれば、本件職員は1項前段の職員に該当すると考え得る。

(イ) 1項後段の職員の該当性

本件職員に支出の事務を委任・専決・代決させる規程はなく、水道事業に第1項後段の職員を定める規程も存在しないから、本件職員は1項後段の職員には該当しないことになる。

(ウ) その他の要件等

本件職員が、1項前段の職員に該当する場合、上記第3のI-3のとおり、水道事業の預金口座から出金した現金を着服しており、故意によりその保管に係る現金を亡失させたので、本件職員は、地方公営企業法第34条・改正前の地方自治法第243条の2に基づき、町に対し、賠償責任を負う。

なお、本件職員が、1項の職員に該当しないとする場合、上記第3のIの3のとおり、水道事業の預金口座から出金した現金を着服しており、民法第709条の規定による賠償義務がある。

イ 病院事業

(ア) 1項前段の職員の該当性

本件職員は、令和元年5月1日から懲戒免職日（令和4年6月28日）までの間、町立南伊勢病院の事務部総務係に配属され、経理関係を担当する職員であった。事務長が作成する町立南伊勢病院の事務系職員分掌事務では令和元年5月1日以降、経理関係・決算関係は本件職員の分掌であり、ヒアリングでは、当時の事務長、総務係長は、全員が、本件職員は経理を担当するので、当然に1項前段の職員に該当するとの認識であった。

ただし、水道事業と同様、本件職員が現金出納員として、辞令交付やいわゆる充て職とする規則はなく、本件職員が現金出納員であるとする院長による任命行為（地方公営企業法第28条第2項）は確認で

きなかった。また、南伊勢町病院事業会計規則には現金の出納に関する限度額の規定（地方公営企業法第28条第4項）が定められておらず、その規定の有効性も定かでない。

こうした疑念もあるが、本件職員が経理を担当し、町の内部では、本件職員は1項前段の職員に該当するとの認識であり、本件職員も含めてこれに疑義がなかったことからすれば、本件職員は1項前段の職員に該当すると考え得る。

(イ) 1項後段の職員の該当性

本件職員に支出の事務を委任・専決・代決させる規程はなく、病院事業に第1項後段の職員を定める規程は存在しないから、本件職員は1項後段の職員には該当しないことになる。

(ウ) その他の要件等

本件職員が、1項の職員に該当する場合、上記第3のⅡの3のとおり、本件職員は、窓口現金を入金せずに着服し、又は病院事業の預金口座から出金した現金を着服したので、故意により、その保管に係る現金を亡失させたので、本件職員は、地方公営企業法第34条・地方自治法第243条の2の2又は改正前の地方自治法第243条の2に基づき、町に対し、賠償責任を負う。

なお、本件職員が、1項前段の職員に該当しないとする場合、民法第709条の規定による賠償義務がある。

ウ 賠償を求めることの可否

本件職員については、地方公営企業法第34条が準用する地方自治法第243条の2の2第1項若しくは改正前の地方自治法第243条の2又は民法第709条により賠償を求めることは可であり、町は、本件職員に対し、賠償を求めるべきである。

(3) 上下水道課長に対する賠償を求めることの可否

ア 1項の職員の該当性・その他の要件

南伊勢町水道事業会計規程第2条により、企業出納員は上下水道課長とされており、企業出納員は、管理者の命を受けて、出納その他の会計事務をつかさどる（地方公営企業法第28条第3項）ので、「管理者の職務を行う町長」の「出納その他の会計事務を補助する職員」に該当する。

本件職員の着服により、その保管に係る現金が亡失しているのに、その亡失に関し過失があれば、地方公営企業法第34条・改正前の地方自治法第243条の2に基づき、その損害を賠償する責任を負うことになる。

イ ■■■■■ (平成26年4月1日～平成31年3月31日)

水道事業における公金横領の手法は、上記第3のIの3のとおりであり、月中通常支払が行われない日に水道事業の預金口座から出金がされ、その出金日と支出伝票・会計システム上の日付は一致していない。また、本件職員が用いた架空の請求書は修繕の発注もなく実際に修繕も行われていないもの等であった。

■■■■■は、水道事業の企業出納員として水道事業の預金口座に係る入出金を適切に管理するべき職務を負っていたが、水道事業の預金口座や届出印を本件職員に保管させて自由に使用させ、水道事業の預金口座の出金履歴について十分な注意を払わず、本件職員が行った出金(通常支払が行われない時期の出金)につき、調べたり、報告を求めたりするなどして確認を取ることもしなかった。■■■■■は、企業出納員として求められる注意を怠っていたものといえ、その結果、本件職員が容易に公金横領ができたといえる。

このように、■■■■■には、本件職員の公金横領による現金亡失について過失が認められる。

従って、■■■■■は、地方公営企業法第34条・改正前の地方自治法第243条の2に基づき、その損害を賠償する責任を負うべきであり、町が■■■■■に対し賠償を求めることは可であり、請求をするべきである。

(4) 病院事務長に対する賠償を求めることの可否

ア 1項の職員の該当性・その他の要件

南伊勢町病院事業会計規則第3条により、企業出納員は病院事務長とされており、上記(3)アと同様、本件職員の着服によるその保管に係る現金の亡失について、過失があれば、地方公営企業法第34条・地方自治法第243条の2の2又は改正前の地方自治法第243条の2に基づき、その損害を賠償する責任を負う。

イ ■■■■■ (平成31年4月1日～令和3年3月31日(ただし、令和

2年4月1日～令和2年9月30日を除く。))

病院事業における公金横領の手口は、上記第3のⅡの3のとおり、窓口現金の入金の際の抜き取りと支出の決裁のない出金である。

■は、病院事業の企業出納員として病院事業の入出金を適切に管理すべき職務を負っていたが、病院事業の預金口座や届出印を本件職員に自由に使用させ、病院事業の経理を本件職員1名に任せきりにし、病院事業の預金口座の入出金履歴について全く注意を払わず、また、会計処理（とりわけ多額の出金がされた処理となっている預り金勘定）に注意を払わず、不自然な会計処理について確認をすることもしなかった。さらに、収入の調定の決裁や預り金勘定の収入支出に準じた処理などの会計規則に従った手順を取らず、本件職員が処理するままに放置していた。従って、■は、企業出納員として求められる注意を怠っていたものといえ、その結果、本件職員が容易に公金横領ができたといえることができる。

このように、■には、本件職員の公金横領による現金亡失について過失が認められる。

従って、■は、地方公営企業法第34条・地方自治法第243条の2の2、改正前の地方自治法第243条の2に基づき、その損害を賠償する責任を負うべきであり、町が■に対して賠償を求めることは可であり、賠償を求めるべきである。

ウ ■（令和2年4月1日～令和2年9月30日）

上記イと同様の過失が認められ、■は、地方公営企業法第34条・地方自治法第243条の2の2に基づき、その損害を賠償する責任を負うべきであり、町が■に対して賠償を求めることは可であり、賠償を求めるべきである。

エ ■（令和3年4月1日～令和4年6月28日）

上記イと同様の過失が認められ、■は、地方公営企業法第34条・地方自治法第243条の2の2に基づき、その損害を賠償する責任を負うべきであり、町が■に対し賠償を求めることは可であり、賠償を求めるべきである。

(5) 水道係長（水道事業）に対する賠償を求めることの可否

ア 1項の職員の該当性

(7) 1項前段の職員の該当性

上下水道課の事務分掌を定める南伊勢町水道事業庶務規程には、公営企業会計業務に関すること（同規程第2条7号）が含まれているのみであり、実際に経理を担当していたわけではなく、1項前段の職員に該当するとする根拠に乏しい。

(1) 1項後段の職員の該当性

水道係長に支出の事務を委任・専決・代決させる規程はなく、水道事業に第1項後段の職員を定める規程も存在しないから、水道係長は1項後段の職員には該当しないことになる。

イ 賠償を求めることの可否

水道係長は、1項の職員に該当しないと考えられる上、水道事業の預金口座を管理する立場にはなくその保管の責任は問えないし、決裁が十分に機能していなかったことについてもこれが公金横領の主たる原因とは言えないこと、そのほか上記の監査の結果にあらわれた事情から、水道係長は、民事上の不法行為責任を含めて、賠償を求めることは困難であると考えられ、賠償を求めることは否であるとする（人事上の監督責任を負うのみと考える。）。

(6) 総務係長（病院事業）に対する賠償を求めることの可否

ア 1項の職員の該当性

(7) 1項前段の職員の該当性

総務系の事務分掌には、現金及び有価証券の出納及び保管に関すること（南伊勢町病院管理規則第5条総務係第9号）、収入及び支出に関する書類の審査並びに整理及び保管に関すること（同第10号）、金融機関に関すること（同第11号）、業務状況及び経理状況の報告に関すること（同第12号）が含まれているが、事務長が作成する町立南伊勢病院の事務系職員分掌事務では令和元年5月1日以降、経理関係・決算関係は本件職員の分掌であり、総務係長の分掌からは外れていた。この他に総務係長が1項前段の職員に該当するとする根拠は見当たらず、該当するとする根拠に乏しい。

(1) 1項後段の職員の該当性

総務係長に支出の事務を委任・専決・代決させる規程はなく、病院事業に第1項後段の職員を定める規程も存在しないから、総務係長は

1 項後段の職員には該当しないことになる。

イ 賠償を求めることの可否

総務係長は、1 項の職員に該当しないと考えられる上、病院事業の預金口座の管理、経理、会計は、総務係内で総務係長の分掌から外れていること、そのほか上記の監査の結果にあらわれた事情から、民事上の不法行為責任を含めて、賠償を求めることは困難であると考えられ、賠償を求めることは否であると考え（人事上の監督責任を負うのみと考える。）。

2 損害賠償の対象者、賠償金額

(1) 対象者

上記 1 のとおり、本件職員、XXXXXXXXXX
の 5 名の職員又は元職員である。

(2) 各人に賠償金額を求めるべき金額

ア 地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 2 項

地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 2 項は、「前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。」と規定している。

本件の公金横領による現金の亡失の損害は、本件職員と公金横領が行われた時期に企業出納員であった職員の行為によって生じたものであるというべきであるから、本件職員及び公金横領が行われた時期の企業出納員が、これらの職分（職務権限の重要性）に応じ、かつ、損害発生の原因となった程度（当該行為と損害との因果関係の程度）に応じた額の賠償責任を負うべきである。

イ XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXは、企業出納員であり、一担当者（上下水道課主査）である本件職員よりも責任の重い地位にあった反面、本件職員の横領行為が直接的かつ決定的原因であるのに対し、企業出納員であったXXXXXXXXXXは、単に保管上の注意義務を怠ったことであり、本件職員の横領行為と比較するとその原因となった程度は低いと言える。

そこで、その在任期間中に本件職員の公金横領により発生した損害の30%について賠償責任を負わせることが適当であると考える。

ウ

上記イと同様の考慮により、その在任期間中に本件職員の公金横領により発生した損害の30%について賠償責任を負わせることが適当であると考える。

なお、病院事業の場合、会計規則に則った手続が行われていなかったことも原因として小さくないと考えるが、結局のところ、これも含めて、原因は、地方公営企業の預金口座の管理の懈怠に帰着するから、水道事業と同等の責任と考えた。

エ

上記ウと同様の考慮により、その在任期間中に本件職員の公金横領により発生した損害の30%について賠償責任を負わせることが適当であると考える。

オ

上記ウと同様の考慮により、その在任期間中に本件職員の公金横領により発生した損害の30%について賠償責任を負わせることが適当であると考える。

カ 本件職員

本件職員は、自らの故意による横領により公金を亡失し損害を発生させており、上記の各企業出納員よりも原因となった程度は高いから、水道事業及び病院事業における期間について損害の70%について賠償すべきものと考える。

(3) 損害額、遅延損害金及び一部弁済金について

ア 損害額

上記第3のとおり、水道事業の損害の合計額は、1253万2965円（消費税等の延滞税相当の損害2万4100円を含む。）であり、病院事業の損害の合計額は、1億5538万6000円であり、これらの合計額は、1億6791万8965円である。なお、これに各横領行為による損害が生じた日からの遅延損害金が生じている（ただし、消費税等の延滞税相当の損害についての遅延損害金は納付日から計算した。）。

公金横領の当時の企業出納員ごとに期間を区分した場合の、それぞれ

れの期間ごとの公金横領の損害額を集計した結果は、次表のとおりである。

期間	損害額（遅延損害金を含まない。）
H26. 4. 1～H31. 3. 31	1253 万 2965 円
H31. 4. 1～R2. 3. 31	2297 万 1000 円
R2. 10. 1～R3. 3. 31	2155 万 0000 円
（合計）	（4452 万 1000 円）
R2. 4. 1～R2. 9. 30	1376 万 5000 円
R3. 4. 1～R4. 6. 28	9710 万 0000 円

イ 一部弁済金

上記第3の本件職員による公金横領の損害額のうち、次の一部弁済があった。

- ① 令和4年6月10日 105万9185円
- ② 令和4年6月14日 2万0000円
- ③ 令和4年6月21日 539万5753円
- ④ 令和4年7月21日 50,044円
- ⑤ 令和4年8月25日 166万9601円
- ⑥ 令和4年9月16日 168万3608円

合計 987万8191円

ウ 一部弁済金の充当方法

賠償命令により賠償を命ずべき金額の算定にあたっては、損害発生のときから遅延利息を付すべきであるとされる（大判大3.6.24）。

上記イの一部弁済は、遅延損害金、元金の全部を消滅させるのに足りず、民法第489条第1項の規定により、遅延損害金から充当されることになる。

また、これらの遅延損害金に充当される一部弁済は、民法第489条第2項、民法第488条第4項第2号及び3号により、弁済期が先に到来したものに先に充当される。

エ 遅延損害金

(7) 損害発生日

損害発生日は、水道事業では、原則として出金日としたが、平成

30年2月28日、同年3月15日、同年3月30日は、この時期に入出金を繰り返していたこともあり、損害発生日を出金日ではなく架空の支払伝票を行使した会計処理の日とした。

消費税及び地方消費税の修正申告に伴う延滞税の損害発生日は、延滞税の納付日（令和4年8月25日）とした。

病院事業における本件手法1の損害発生日は、入金日としたが、令和4年5月1日～2日の窓口現金について、令和4年5月6日に8820円、同月9日に143,245円の入金がされて20万円の公金横領がされた件については、損害発生日を令和4年5月9日とした。

なお、一部弁済日の当日の遅延損害金は発生していないとして充当計算を行っている。

(イ) 遅延損害金利率

遅延損害金利率は、上記(イ)の損害発生日が令和2年4月1日以後のものにつき3%とし、令和2年4月1日前のものを5%とした。

オ 一部弁済金の遅延損害金への充当額

一部弁済金の遅延損害金への充当額は、別表8のとおりであり、その計算過程は、別表7-1～5のとおりである。

次の時期ごとに集計すると、それぞれ次の金額となる。

H26. 4. 1～H31. 3. 31 (240万7480円)、H31. 4. 1～R2. 3. 31 (330万2369円)、R2. 4. 1～R2. 9. 30 (89万0281円)、R2. 10. 1～R3. 3. 31 (110万5105円)、R3. 4. 1～R4. 6. 28 (217万2956円)

カ 合計

上記アの損害額に、損害発生日から令和4年9月30日までの遅延損害金（一部弁済金が充当された後）を加算すると、次表のとおりである。

期間	損害額 (令和4年9月30日までの 遅延損害金を含む。)	備考
H26. 4. 1~H31. 3. 31	損害額 1253万2965円 遅延損害金 2万5778円 合計 1255万8743円	※1
H31. 4. 1~R2. 3. 31	損害額 2297万1000円 遅延損害金 4万7199円 合計 2301万8199円	※2
R2. 10. 1~R3. 3. 31	損害額 2155万0000円 遅延損害金 2万6568円 合計 2157万6568円	
(合計)	(損害額 4452万1000円) (遅延損害金 7万3767円) (合計 4459万4767円)	
R2. 4. 1~R2. 9. 30	損害額 1376万5000円 遅延損害金 1万6976円 合計 1378万1976円	
R3. 4. 1~R4. 6. 28	損害額 9710万0000円 遅延損害金 46万5456円 合計 9756万5456円	

備考※1 1250万8865円につき年5%、2万4100円につき年3%の遅延損害金が生じる。

備考※2 2297万1000円につき年5%、2155万0000円につき年3%の遅延損害金が生じる。

(4) 各人に賠償金額を求めるべき金額の補足説明

ア 本件職員と企業出納員の各賠償責任について

刊行される裁判例（他の地方自治体の事案）では、賠償責任の割合に関し、公金横領を行った者と会計に関し責任を負う者との割合を7

割と3割とするもの（和歌山県下津町における事案であり、出納室長・収入役の割合を定めたもの。上記割合は同町の処分であるが、後の訴訟（大阪高等裁判所平成5年5月25日判決）で、適正、相当なものであると認められている。）があるほか、公金横領を行った者は損害の全額を賠償すべきとし、会計に関し責任を負う者の割合を損害の2分の1と判示するもの（佐賀地方裁判所昭和43年3月21日判決）があった。

新版逐条地方自治法（第9次改訂版）では、地方自治法第243条の2の2第2項に関し、「当該職員は連帯して各人が全額について賠償責任を負う（民法719参照）のではなく、職員別に賠償額を決定しなければならない。」とされる。

本意見は、上記の和歌山県下津町の事案、新版逐条地方自治法（第9次改訂版）の考え方に依拠した。

なお、本件職員の責任を70%としたのは、本件職員が1項の職員に該当するとした場合であり、民法上の責任を追及する場合には、損害の全額を請求すべきである。

イ 本件職員が1項の職員ではない場合の企業出納員の賠償の範囲

本件職員が1項の職員である場合、上記アのようになるが、仮に本件職員について1項の職員に該当しないと判断する場合（本件職員には民事上の責任を追及し、企業出納員には地方自治法上の賠償命令をする場合）に、企業出納員について全額の賠償を求めるのではなく地方自治法第243条の2の2第2項（改正前の地方自治法第243条の2第2項）を適用することができるかは自明ではないと思う（上記大阪高裁平成5年5月25日の判決の理由中には、改正前の同条に関し、「地方自治法243条の2第2項によれば、同法条第1項の責任を負う職員が2人以上ある場合は、その職分及び損害発生の原因の程度に応じて損害賠償の責めに任ずる（括弧内省略）ものであるところ」と判示する部分がある。下線は個別外部監査人が付した。）。

この点について本意見は、仮に、町が本件職員について1項の職員に該当しないと判断する場合であっても、企業出納員について、地方自治法第243条の2の2第2項（改正前の地方自治法第243条の2第2項）を適用し、職分に応じ、かつ、企業出納員の行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じた責任の追及ができると考えた。

その理由は、企業出納員は1項の職員に該当するので、賠償命令という地方公共団体内部にける簡便な責任追及の方法により損害の填補を容易にしようとした2項の趣旨は該当すると考えたこと、条文の文言も「職員」とだけあり、「前項の職員」とはされていないこと、本事案のように1項の職員の該当性が判然としない場合に、いずれに該当するかで企業出納員が賠償すべき額が変わるのは適当でないと考えたことである。

(5) 損害賠償の対象者、賠償金額のまとめ（別表9）

以上により、損害賠償請求をすべき対象者と金額（令和4年9月30日までの遅延損害金を付加し、一部弁済を控除した金額）は、次表のとおりと考える。

対象者	賠償金額
本件職員	損害額 1億1754万3276円 遅延損害金 40万7388円 合計 1億1795万0664円
■■■■■	損害額 375万9889円 遅延損害金 7732円 合計 376万7621円
■■■■■	損害額 1335万6300円 遅延損害金 2万2129円 合計 1337万8429円
■■■■■	損害額 412万9500円 遅延損害金 5092円 合計 413万4592円
■■■■■	損害額 2913万0000円 遅延損害金 13万9636円 合計 2926万9636円
合計	損害額 1億6791万8965円 遅延損害金 58万1977円 合計 1億6850万0942円

3 病院事業、水道事業以外の部門の再度の監査の必要性

(1) 検討した部門

病院事業、水道事業以外の部門で、直接に現金を取り扱う次の部門、預金通帳を保管する次の部門について、再度の監査の必要性を検討した。

[直接に現金を取り扱う部門]

部門	取り扱う現金
宿田曾出張所、鵜倉出張所、 中島出張所、古和浦出張所	住民票等の諸証明の発行手数料
クリーンセンターなんとう、 南勢最終処分場	持ち込みの際の処分費用
会計課、住民係（延長窓 口）、南島総合窓口	火葬場などの使用料、諸証明の発行手数料
愛洲の館	入館料、書籍販売代金、体育館などの使用料

[預金通帳を保管する部門]

部門	保管する預金通帳
教育委員会事務局	南伊勢町体育協会 南伊勢町スポーツ少年団 南伊勢町文化協会 南伊勢町青少年育成町民会議 南伊勢町婦人会
水産農林課	南伊勢町鳥獣害防止協議会 南伊勢町農業再生協議会
子育て福祉課	南伊勢町児童委員協議会 三重県民民生委員協議会主任児童委員部 会南勢志摩ブロック
建設課	国道 260 号線道路改良促進期成同盟会 県道南島大宮大台線道路改良促進同盟会

(2) 意見

病院事業、水道事業以外の部門で、再度の監査を必要とする部門は、ないと考える。

ア 上記の現金を取り扱う部門については、各部門で扱う金額が少額であることから、監査委員による監査が行われるまでの必要はないと考える。

ただし、本件の公金横領事案を機会に、各部門において、取り扱う現金を横領し得る状況にあるかどうかについて、現金が一般会計の預金口座に入金されるプロセスを検証し、部門内部での統制が効いているかを自己検証することは望まれる。

イ 預金通帳を保管する部門についても、水道事業や病院事業の会計とはその規模が異なるので、監査委員による監査が行われるまでの必要はないと考える。

もっとも、本件の公金横領事案では、いずれも出納が担当者1名に任せきりであり、通帳が見られていなかったことに鑑みて、まずは各課（部門）内において、担当者以外の職員により通帳の履歴を再確認し、不自然な出金がないかどうかを部内で再確認することは望まれる。

以上